

平成23年9月
尼崎市 長

中間前金払制度の導入について

平成23年10月から中間前金払制度(既に前払金(請負金額の4割)を支出した建設工事について、工期半ばで当該建設工事の出来高が50%以上などの一定の要件を満たしている場合に、請負金額の2割を追加して支払う前金払制度をいいます。)を導入します。

(1) 中間前金払の対象工事

- ア 建設業法第2条第1項に規定する建設工事であること。
- イ 工期が90日以上であること。
- ウ 設計金額が500万円以上であること。

(2) 中間前金払の要件

- ア 前払金を請求し、受領していること。
- イ 工期の2分の1を経過していること。
- ウ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事の作業が行われていること。
- エ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額であること。
- オ 請求時において保証事業会社の保証があること。

(3) 中間前金払の額

契約金額の10分の2に相当する額とする。ただし、既に支払った前払金の額と合計して契約金額の10分の6を超えないものとする。

* 中間前金払制度を導入するに伴い、従前の前金払制度における前払金の限度額(5千万円又は1億円)を廃止します。

* 詳細については、今後ホームページに掲載するQ & Aや要綱などを参照してください。

以上
(契約・検査課)